

## 米国のカナダ産軟材に対する仮決定

(パネル報告 WT/DS236/R、提出日：2002年9月27日、採択日：2002年11月1日)

中川淳司

### ．事実の概要

#### 1．事案の概要

2001年4月2日、米国の製材業者の業界団体(Coalition for Fair Lumber Imports 他)は米国商務省に対してカナダ産軟材の輸入に対する相殺関税賦課を申請した。4月30日、商務省は本件に関する調査開始を公告した(パネル報告 para.2.1、以下パラグラフ番号のみ記載する。なお、実際の調査開始は4月23日<sup>1</sup>)。

同年5月、国際貿易委員会は「実質的な損害のおそれ」に関する肯定的仮決定を公表した(2.2)。7月27日、商務省は、大西洋沿岸州(Maritime Provinces)産の軟材を調査対象から除外する修正を公告した(2.4)。8月17日、商務省は相殺関税の肯定的仮決定と「危機的な事態(critical circumstances)」<sup>2</sup>に関する肯定的仮決定、確定的相殺関税と確定アンチダンピング税の調査の連携(alignment)<sup>3</sup>を公告した。<sup>4</sup>暫定的に算定された補助金額は19.31%、暫定措置として、関税評価の停止および現金の供託または債券による保証を、公告の日から90日前以降の輸入産品について課すことが決定された(2.5)。

#### 2．手続の時系列

2001年8月21日 カナダ、相殺関税の肯定的仮決定と「重大な事情」の肯定的仮

<sup>1</sup> パネル報告、para.7.87.

<sup>2</sup> 参照、補助金協定 20.6 条。

<sup>3</sup> 2001年4月23日、本件相殺関税手続と同時にカナダ産軟材に対するアンチダンピング税の調査が開始され、2002年5月22日、米国商務省は最低2.18%、最高12.44%のアンチダンピング税の賦課を決定した(*Federal Register*, Vol.67, p.36067 *et al.*)。カナダはこの決定がアンチダンピング協定および1994年のGATTVI条に違反するとして、2002年9月13日に協議要請を行い(WT/DS264/1)、協議が不調に終わったことを受けて12月9日に小委員会の設置を要請した(WT/DS264/2)。小委員会は2003年3月4日に設置されたが、本報告の時点で報告は提出されていない。

<sup>4</sup> *Federal Register*, Vol.66, p.43186 *et al.*

決定について協議を要請(WT/DS/236/1)

9月17日 二国間協議行われるも、相互に満足できる解決に至らず

10月25日 カナダ、パネル設置要請(WT/DS/236/2)

12月5日 DSB、パネル設置を決定(付託事項は標準付託事項)

2002年2月1日 パネリスト決定(委員長 Mr. Dariusz Rosati、他の委員は Mr.

Robert Arnott と Mr. Gozalo Biggs)

EC、インド、日本が第三国参加

4月24 - 25日、6月2日 当事国審理

4月24日 第三国審理

6月26日 パネル、中間報告を当事国に提出

9月27日 最終報告

11月1日 DSB、パネル報告採択

## ．判断

### A．相殺関税の肯定的仮決定について

#### 1．補助金協定 1.1 条(a)(1)(「資金面の貢献」)

##### i. カナダの主張

立木伐採権(stumpage)は、政府による「物品(goods)」の提供(補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii))という形態での政府の資金面の貢献(financial contribution)には当たらない。立木伐採権は無体の物権的権利(intangible real property right)であつて、物品ではない。このことは補助金協定 14 条の起草過程からも裏付けられる。<sup>5</sup>

補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)にいう「物品」は、WTO協定にいう産品(products)、すなわち貿易可能な(tradable)産品を意味する。立木はそれ自体として国境を越えて取引することができず、物品とはいえない(7.6)。

補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)にいう「物品の提供」は、当該物品に関する政府の積極的な提供行為を意味し、物品を獲得することを許可する行為、ある

<sup>5</sup> カナダによれば、ウルグアイラウンド交渉において、現行の補助金協定 14 条に当たる条文は「物品若しくは役務」と別に伐採権に言及していた。これは伐採権が物品とは別個のカテゴリーであることの証拠であるとカナダは主張した。参照、パネル報告注 31。

いは物品の提供と同じ経済効果を持つ政府の行為を意味しない。資金面の貢献のテストの対象は政府の行為の結果ではなく、政府の行為そのものである(7.7)。

ii. 米国の主張

立木伐採権は立木という物品を軟材製造業者に提供する行為である。立木を伐採する権利の提供と立木の提供との間に有意な違いはない。補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)にいう「提供する」の通常の意味は「入手可能にする(to make available)」である。カナダは公有地(Crown Land)の立木伐採権を交付することで、伐採業者が立木を入手することを可能にしている(7.9)。

補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)が例外として認めているのは一般的社会資本のみであり、天然資源の提供は例外として認めていない。同条の文脈および目的に照らして、政府が物品製造のための主要な原料となる天然資源を提供する行為は、政府が市場では得られない利益(a benefit)を供与する行為であり、同条でカバーされる。

カナダの言及した協定 14 条の起草過程の資料は非公式な討議資料であり、交渉当事者の合意した内容を明らかにするものではない(7.10)。

iii. パネルの判断

立木伐採権を付与することにより、カナダ政府は公有地の立木を伐採業者に提供している(7.16-18)。

補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)にいう「物品」の通常の意味は、「金銭以外の有体財産あるいは動産」である(7.23)。同項の目的は、金銭の提供だけでなく利益をもたらす物品やサービスの提供も資金の提供という意味で補助金に当たることを示すことにある(7.24)。天然資源もその例外ではない(7.26)。

協定の起草者が立木伐採権は物品の提供に当たらないと考えていたという主張の根拠としてカナダが挙げた起草過程の資料は、討議のための非公式資料であって、起草者の意図を示す証拠としての意義はない(7.26)。

補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)にいう物品が貿易可能な産品(products)を意味するというカナダの主張には根拠がない。同項の「物品若しくはサービス」は広く金銭以外の現物による利益提供を指している。貿易可能性はそこでは念頭に置かれていない(7.28)。

以上より、カナダの立木伐採権プログラムは政府による立木の提供であり、補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)にいう物品の提供を通じた資金面の貢献に当たる。この点についてのカナダの請求を棄却する(7.30)。

## 2. 補助金協定 1.1 条(b)、「利益がもたらされること」、14 条(d)(対価の妥当性)

### i. カナダの主張

仮に立木伐採権が資金面の貢献に当たるとしても、米国商務省がこれにより「利益がもたらされる」と判断したのは誤りである。商務省はカナダの立木伐採権料と米国における立木伐採権の価格(世界市場での商業ベースでの立木伐採権の対価)の比較からこの結論を導いた。しかし、補助金協定 14 条(d)は、補助金としての政府による物品提供の対価の妥当性(adequacy of remuneration)については、当該国における市場の一般的状況との関連において決定することを要求しており、カナダ以外の国の市場における対価を比較することはこれに違反する(7.31)。

対価の妥当性の判断材料であるカナダ国内の民間立木伐採権の対価については十分な情報があった。資金面の貢献があるから当然に市場の歪曲が推定されるわけではなく、またそのような推定に基づいて国内の民間立木伐採権の対価との比較が排除されることにはならない(7.32)。

カナダと米国とでは、立木伐採権に伴う権利義務関係に事実面で多くの相違がある。商務省はこれらを考慮した適切な調整を行っておらず、また両国の市場に存在するそれ以外の明白な相違を無視した(7.33)。

### ii. 米国の主張

補助金協定 14 条(d)は、対価の妥当性を調査対象国の市場の一般的状況との関連において(in relation to)決定することを求めており、調査対象国の国内での比較に基づいて決定することを必ず要求しているわけではない。調査対象国の市場の一般的状況という概念は、当該国の購入者が世界市場において競合物品を商業ベースで購入する際の価格を検討することを許容する(7.35)。

カナダでは州政府が事実上唯一の立木の提供者であり、立木伐採権に基づく立木の価格が弱小な民間の市場価格を抑える市場歪曲が発生している。カナダ国内で比較可能な市場価格が存在しない以上、カナダの製材業者が商業

ベースで木材を購入するための他の価格を参照することが合理的な唯一の選択肢である。現に、多くのカナダ企業が米国産の木材を輸入し、また米国の立木伐採権の入札に参加している(7.36)。

カナダの3州しか民間立木伐採権料についての情報を提供しておらず、またその情報量も限られており、対価の妥当性を判断するには不十分である(7.37)。

商務省はカナダと比較可能な森林を有する米国の州の立木伐採権料を参照し、これにカナダ市場の一般的状況に合わせた調整を加えた(7.36)。

### iii. パネルの判断

補助金協定 14 条(d)は、対価の妥当性は当該提供が行われる国、すなわち本件の場合にはカナダにおける市場の一般的状況「との関連において」決定されることを明確に要求する。「との関連において(in relation to)」は「に基づいて(on the basis of)」あるいは「と比較して(in comparison with)」を意味する。この文言の通常の意味に基づいて、カナダ以外の市場状況に基づく決定は排除される(7.44)。

米国は、米国の立木伐採権はカナダの生産者にとって入手可能であり、カナダの市場状況の一部を構成すると主張するが、このような解釈は、協定 14 条(b)の文言を当該提供が行われる国の市場の一般的状況ではなく当該産品の世界市場の状況に読み換えるものであり、「当該提供が行われる国の」という条約の規定を無意味にしてしまう(7.46-47)。

補助金協定 14 条(d)にいう「市場の一般的状況」とは、現実の市場の状況、ないし市場の支配的状況を意味するものであり、米国が主張するように、補助金による市場歪曲を排除した仮想的な状況下での市場の状況(“but for” test)を意味するものではない(7.50-52)。

カナダにおける民間立木伐採権料の情報が十分に提供されなかったことは、商務省の仮決定が米国の立木伐採権料を参照したことの根拠とされていなかった。仮決定は情報を提供した州についても、それが歪曲されているとの理由でこれを参照しなかった。これは協定 14 条(d)の下では正当化されない(7.56-57)。

以上より、米国の一般的な立木伐採料を参照したことで、米国商務省は補

助金協定 14 条(d)に違反して補助金を受ける者の利益を決定し、したがって協定 1.1 条に違反した。立木伐採権料の比較に当たっての調整の適切さという論点は、独立の論点としてではなく、以上の法的結論を補強する事実上の問題としてカナダによって提起されており、この点について判断する必要を認めない(7.59)。

### 3 . 上流から下流への補助金の転嫁(pass-through)

#### i. カナダの主張

米国商務省は、立木伐採権を通じた伐採業者への資金面の貢献が当然に下流の軟材製造業者に利益をもたらしたという誤った推定を行った。伐採された立木の相当量は独立業者間の(at arm's-length)取引により軟材製造業者に売却されている(7.60-62)。独立業者間の取引の場合、利益は補助金を受けた者に残存し、買受業者には転嫁しない。この場合、民間団体を通じた資金面の貢献に関する補助金協定 1.1 条(a)(iv)の適用可能性を検討する必要があるが、米国商務省はこれを怠った(7.63)。

#### ii. 米国の主張

カナダでは大半の立木伐採業者が軟材製造業者を兼ねている。兼ねていない立木伐採業者に対して、カナダの州は特定の製造業者への販売を求めている。したがって、独立業者間の取引は実際には存在しない(7.65)。

利益の転嫁(pass-through)の分析が求められるのは個別企業ごとの補助金率を算定する場合である。本件では対象商品の全生産者について平均補助金率が算定されており(an aggregate case)、この分析は不要である(7.66)。

#### iii. パネルの判断

上流の製品の生産者と下流の製品の生産者との間で独立業者間取引が行われている証拠がある場合、調査当局は前者に供与された補助金が自動的に後者に利益を与えると推定してはならない。<sup>6</sup>この場合、調査当局は上流の製品の生産者に供与された補助金が下流の生産者に利益を与えているかどうか、またどの程度利益を与えているかを検討すべきである。上級委員会が英

---

<sup>6</sup> 米国のカナダ産豚肉に関する相殺関税事件ガットパネル報告、DS7/R、1991年7月11日採択、38S/45。

国鉄鋼 事件で、補助金取得後に民営化された企業について、民営化取引が独立業者間取引で行われた場合には民営化後の企業は補助金の利益を得ていないと結論したこと<sup>7</sup>が想起される(7.71)。

米国商務省は、伐採業者から独立の下流の産品の生産者が材木を購入した事例があることを認めているが、これらの取引について独立業者間取引が行われたかどうかを検討しなかった。大部分のケースで伐採業者と製材業者が独立業者関係にないという事実は、それ以外のケースで独立業者間取引の有無を検討する必要がないことを意味するものではない。この点で米国商務省の決定は補助金協定に違反した(7.74)。

米国は対象産品の全生産者について補助金率を算定する場合には、上流から下流への補助金の転嫁が生じたかどうかの分析は不要であると主張する。しかし、この主張の根拠は補助金協定には見出せない(7.75)。

相殺関税の算定は、(1)調査対象期間に供与された補助金総額(分子)の算定、(2)補助金を供与された販売総額(分母)の算定、(3)相殺関税率の算定((1)を(2)で割る)、の3段階で行われる(7.76)。上流から下流への転嫁の分析は、(1)の調査対象産品(軟材)への補助金総額の正確な算定に不可欠である(7.77)。米国商務省は仮決定に先立って独立の供給者から丸太や材木を購入した軟材業者からの除外申請を受けていた。米国商務省はこれらの業者に補助金の利益が転嫁したかどうか、転嫁したとしてどの程度転嫁したかを検討すべきであった(7.78)。

以上より、米国商務省が上流から下流への転嫁を検討せずに暫定相殺関税を課したことは補助金協定に違反する(7.79)。

#### 4 . 補助金協定 19.4 条(相殺関税の上限)

##### i. カナダの主張

米国は従価税率 19.31%の補助金率を第一次製材所出荷時(on a first mill basis)で算定したが、これを輸入価格(an entered value)に適用し、暫定賦課さ

---

<sup>7</sup> *United States – Imposition of Countervailing Duties on Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products Originating in the UK*, Report of the Appellate Body, WT/DS138/AB/R, adopted on 7 June 2000, para.68.

れる相殺関税の額を相当程度引き上げた。これは補助金率を越える相殺関税を賦課するものであり、補助金協定に違反する(7.80)。

算定に当たって米国商務省が依拠したカナダの統計の説明(データは第一次製材所と加工業者(remanufacturers)の販売の双方を含む)は誤りである。正確には第一次製材所および第一次製材所における若干の加工品(remanufactured products)の販売に関するデータである。カナダは米国関税局が仮決定実施の指示を出す以前の2001年8月21日と27日の申立においてこのことを米国に通知した(7.81)。

ii. 米国の主張

米国商務省はカナダに対してすべての販売(第一製材所での販売と加工材の販売の双方)のデータの提供を要請し、カナダがこれに従って提供したデータに基づいて相殺関税を算定した。カナダの提供したデータが前者(第一次製材所での販売プラス第一次製材所における若干の加工材の販売)のみであることは仮決定後に知らされた。したがって、パネルはこの情報を仮決定の審査に当たって考慮することはできない(7.82)。

iii. パネルの判断

補助金額算定に際しての補助金協定違反が認定されたので、訴訟経済の見地からこの点に関しては判断しない(7.83)。

以上より、米国商務省の本件相殺関税の肯定的仮決定は補助金協定 1.1 条(b)、14 条、14 条(d)、10 条、17.1 条(b)に違反する。カナダの残余の請求(仮決定の 17.2 条、17.5 条、19.4 条、32.1 条、1994 年の GATTVI 条 3 項違反、および米国商務省から関税当局への指示の 10 条、17.2 条、17.5 条、19.4 条、32.1 条、1994 年の GATTVI 条 3 項違反)の検討は不要であるから、これを行わない(7.84)。

B. 「危機的な事態」に関する肯定的仮決定について

1 .補助金協定 20.6 条(暫定措置の遡及適用)、17.3 条(暫定措置の適用開始時期)、17.4 条(暫定措置の適用期間)

i. カナダの主張

暫定措置の遡及適用は補助金協定 20.6 条に違反する。文脈によりかつその



趣旨および目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、同条は確定措置についてのみ遡及適用を認めている(7.87)。

補助金協定 17.3 条によれば、暫定措置は調査開始の日(2001 年 4 月 23 日)から 60 日が経過するまでとはならない。遡及適用により、本件暫定措置は 5 月 19 日から適用された(7.87)。

遡及適用により、本件暫定措置は 7 ヶ月間適用された。これは暫定措置の期間を 4 ヶ月以内と規定する補助金協定 17.4 条に違反する(7.87)。

ii. 米国の主張

暫定措置の遡及適用は補助金協定 20 条の下で認められている。関税評価の停止および現金の供託または債券による保証は、20.6 条に基づく遡及的救済の権利を行使する可能性を確保するために必要である(7.89)。

補助金協定 20.1 条と 20.6 条は、暫定措置が課される日を変更するものではなく、暫定措置の対象製品の輸入期間を拡大することを認め、暫定措置の適用開始時期に関する 17.3 条と適用期間の上限に関する 17.4 条の例外を構成する。20.3 条により、現金の供託または債券による保証を行っていないければ、仮決定以前に遡及して確定的相殺関税を賦課することは認められなくなってしまう(7.89)。

iii. パネルの判断

補助金協定 20.1 条は、暫定措置または確定的相殺関税が、当該措置の賦課後に輸入された製品についてのみ課されることを、「同条に規定する例外が適用される場合を除いて」規定する。20.2 条と 20.6 条は確定的相殺関税に関する明示の例外を規定するが、暫定措置については例外規定は存在しない。暫定措置については、不遡及という一般原則が例外なく適用される。よって、本件遡及適用は 20.6 条に違反する(7.93-94)。

加盟国が将来確定的相殺関税を遡及的に賦課する権利を確保するために必要な措置をとることは認められる。米国は、関税評価の停止と現金の供託または債権による保証の両方が必要な措置であると主張する。米国は、後者が必要な措置と認められる根拠として補助金協定 20.3 条を援用するが、20.3 条は相殺関税の暫定税率と確定税率とのずれに関する規定であり、暫定措置の適用以前に遡及して確定的相殺関税を賦課・徴収することについては関わり

がない。米国の主張するように、20.3 条により暫定措置の適用以前に遡及して確定的相殺関税を賦課することが認められないとすれば、これは 20.6 条が明確に認めている権利を否定するものであり、矛盾する。このような解釈は条約の実効的解釈の原則に反する(7.95-97)。

以上より、米国商務省による暫定措置の遡及適用は補助金協定 20.6 条に違反する。現金の供託または債券による保証は確定的相殺関税を遡及的に適用する権利を確保するために必要な措置とはいえない(7.98)。

暫定措置の適用開始時期と適用期間に関する補助金協定 17.3 条と 17.4 条の規定は明確であり、暫定措置は調査開始から 60 日を経過するまでとはならず、その適用期間は最大 4 ヶ月である。協定 20 条にはこれらの規定に対する例外規定は存在しない(7.100)。

米国商務省は 2001 年 4 月 23 日に調査を開始し、暫定措置を 5 月 19 日に遡及して適用した。対象期間は 12 月 14 日までの約 7 ヶ月である。これは協定 17.3 条、17.4 条に違反する(7.101)。

17.4 条の適用期間は対象産品が消費のために輸入される期間ではなく現金の供託または債券による保証の期間を意味するとの米国の解釈は、暫定措置の適用期間に関する同条の規律を無効にするものであり、支持できない(7.102)。

以上より、現金の供託または債券による保証の形態による暫定措置の本件遡及適用は補助金協定 20.6 条に違反する。また、暫定措置の適用開始時期と適用期間に関する 17.3 条、17.4 条に違反する(7.103)。

## 2 . 補助金協定 20.6 条(「危機的な事態」の立証)

### i. カナダの主張

仮に暫定措置の遡及適用が認められるとしても、米国商務省は「危機的な事態」の存在を立証しておらず、補助金協定 20.6 条に違反する(7.104)。

米国商務省が危機的な事態の肯定的仮決定にあたって依拠したケベック中小ビジネス投資プログラム(IQ SMB)は、禁止された輸出補助金ではない。仮にこれが禁止された輸出補助金に当たるとしても、その規模は僅少であり(0.005%)、補助金協定 11.9 条により暫定措置、確定的相殺関税のいずれの賦

課も禁じられる。したがって、補助金の交付を受けた産品が大量に輸入されているという要件は満たされていない(7.105)。

仮に IQ SMB が禁止された輸出補助金にあたり、相殺関税の賦課が認められるとしても、その税率は課された補助金額(0.005%)を超えてはならない(補助金協定 17.5 条、19.4 条)。

補助金協定 20.6 条も禁止補助金により獲得された利益に対応した税率を上限として遡及的に適用することを義務付けている。本件ではこれをはるかに超える 19.31% という税率が適用された。よって、米国は 17.5 条、19.4 条、20.6 条に違反した(7.107)。

本件暫定措置は補助金協定 20.6 条が要求する「回復し難い損害」も「そのような損害の再発を防止するため」の必要性も認定せずにとられた(7.108)。

相殺関税賦課申請後に生じた輸入増加(23.34%)は、僅少の輸出補助金(IQ SMB)の効果によるものではなく、米加軟材協定の失効の効果によるものである(7.108)。

「大量の輸入」の決定に当たって禁止補助金を受けた輸入以外の輸入を参入することが仮に許されるとしても、その場合、調査当局はすべての輸入を参入すべきであり、補助金の率を引き上げるために一部の輸入のみを参入すべきではない(7.109)。

## ii. 米国の主張

IQ SMB は補助金協定 3 条の禁止する輸出補助金である。輸出補助金の存在は、その額の多寡を問わず、それだけで遡及適用の可能性を導く根拠となる(7.110)。

補助金協定は「大量の輸入」の決定方法について規定していない。本件輸入増加をもって「大量の輸入」と決定したことは合理的である。米国商務省は米加軟材協定の失効について分析し、これがカナダの主張する貿易歪曲効果をもたらさなかったと判断した(7.112)。

米国国際貿易委員会は、「危機的な事態」の肯定的仮決定以前に損害の仮決定を行っていた。確定的相殺関税の遡及適用のために求められるその他の条件である「回復し難い損害」の認定は、確定的相殺関税の決定後にしか行えない。「危機的な事態」の肯定的仮決定と暫定措置の遡及適用のためには、損害

の仮決定だけで十分である(7.113)。

iii. パネルの判断

本争点に関するカナダの主張は、20.6 条の下で暫定措置の遡及適用が認められるとしてもという前提でなされた予備的請求である。本パネルは 20.6 条の下で暫定措置の遡及適用は認められないと判断したので、訴訟経済の見地から本争点については判断しない(7.114)。

以上より、「危機的な事態」の肯定的仮決定に基づく暫定措置の遡及適用は、補助金協定 20.6 条に違反する。また、現金の供託または債券による保証の形態を通じた暫定措置の遡及適用は補助金協定 17.3 条、17.4 条に違反する。カナダの残余の請求(17.1 条(b)、17.5 条、19.4 条、1994 年の GATTVI 条 3 項違反)の検討は不要であるから、これを行わない(7.115)。

C. 迅速見直しおよび行政見直しに関する米国相殺関税法について

i. カナダの主張

迅速見直し(expedited review)および行政見直しに関する米国相殺関税法<sup>8</sup>は、対象商品の全生産者について平均補助金率を算定する場合に個別の企業ごとの迅速見直しおよび行政見直しを認めていない。また、行政見直しで対象国について単一の相殺関税率が算定された場合、それは以前の相殺関税手続で個別の企業について算定された相殺関税率に優先して適用されると規定する(7.116)。

これらの規定は、確定的な相殺関税の対象となり、調査に協力することを拒否したこと以外の理由で実際に調査されなかった輸出者に対して、個別に相殺関税の額を決定するための迅速な見直しを受ける権利を認めた補助金協定 19.3 条に違反する。また、輸出者や生産者に個別の企業ごとの行政見直しを受ける権利を認めた 21.2 条に違反する(7.117)。

補助金協定に違反する以上の法令を維持していることで、米国は、国内法令・措置を補助金協定に適合させることを義務付けた協定 32.5 条および 1994 年の GATTXVI 条 4 項に違反している(7.118)。

---

<sup>8</sup> 1930 年関税法 Section 777A(e)(2)(A)&(B)、米国商務省規則 19 C.F.R. Section 351.214(k)(1)、Section 351.213(b)&(k)。

個別の企業について迅速見直しおよび行政見直しが認められないため、一部の企業には個別に算定した相殺関税率よりも高い税率が単一の相殺関税率として適用される可能性がある。これは補助金協定 19.3 条、21.2 条、19.4 条に違反する(7.119)。

ii. 米国の主張

当該法令は義務的な法律ではなく、それ自体としては WTO 協定違反を生じない(7.121)。

当該法令は単一の相殺関税率が算定される場合には適用されない。この場合の迅速見直しおよび行政見直しに関する規則は存在しないが、1930 年関税法 751 条が広範な見直し権限を認めており、米国商務省はこれに基づいてこの種の場合にこれらの見直しを行う権限を有する(7.122)。

補助金協定 21.2 条が要請により例外なく行政見直しを受ける権利を規定しているとのカナダの見解には同意できない(7.122)。同条が義務付けている見直しは、(1)相殺関税の継続賦課が補助金を相殺するために必要かどうか、(2)相殺関税が廃止ないし変更された場合に損害が継続ないし再発するかどうか、(3)(1)と(2)の両方、の見直しである。カナダが挙げた米国法令が規定しているのは、これとは異なり、相殺関税率を確定するために毎年行われる年次見直しである(7.146)。

iii. パネルの判断

(i) 義務的法令と裁量的法令

法令は、その性格が義務的であり、WTO 協定違反を義務付ける場合にのみ、それ自体の WTO 協定適合性が WTO 紛争解決手続で認定されるというのは GATT/WTO の確立した慣行である(7.128)。<sup>9</sup>

(ii) 米国関税法と行政府措置宣言(SAA)

1930 年関税法 777 条 A(e)(2)(A)と(B)は迅速見直しや行政見直しについて規定しておらず、調査と見直しにおいて対象国全体について単一の補助金率が計算される可能性を規定したに過ぎない。SAA の該当箇所<sup>10</sup>は、対象国全体について単一の相殺関税率を計算することはもはや原則ではなくなったが、

<sup>9</sup> *United States – Anti-Dumping Act of 1916*, Report of the Appellate Body, WT/DS136/AB/R, WT/DS162/AB/R, adopted on 26 September 2000, paras. 88-89.

<sup>10</sup> “Statement of Administrative Action,” H.R. Doc. No.103-316, Vol.1, p.941 (1994).

この方式を採用することも可能であることを認めたと留まる。いずれも、単一の補助金率(相殺関税率)が計算される場合に、米国商務省に迅速見直しや行政見直しを明示的に禁止したものではない(7.133)。

(iii) 米国商務省規則

(a) 迅速見直し

商務省規則 351.214(k)(1)は、サンプリングにより調査が行われた場合の迅速見直しについて規定している。カナダはこの規定の反対解釈として、単一の補助金率(相殺関税率)が算定された場合の迅速見直しが禁止されていると主張するが、この主張は支持できない。商務省規則は稀なケースである後者の場合について単に規定していない(silent)だけである(7.140)。

カナダも認めているように、現に軟材 IV 事件で米国は迅速見直しの要請を受け付けた(7.141)。

以上より、迅速見直しに関する米国の法令は補助金協定 19.3 条違反を義務付けるものではない。この点に関するカナダの請求を棄却する(7.142)。

(b) 個別企業ごとの行政見直し

補助金協定 21.2 条が扱う見直しは本件で問題となっている年次見直しとは性格が異なるという米国の主張に同意する(7.151)。

1930 年関税法は、カナダが援用した年次見直しに関する規定とは別に、「事情の変化に基づく見直し」に関する規定を置いている(751 条(b))。これが補助金協定 21.2 条に対応する国内法令である(7.152)。

カナダの援用した商務省規則 351.213(b)が単一の相殺関税率が算定されたケースで年次見直しを排除していることは、米国商務省が補助金協定 21.2 条の意味における見直しを行う権限を制限するものではないし、利害関係者がこの意味における見直しを要請する権利を否定するよう当局を義務付けるものではない。カナダの援用した商務省規則 351.213(k)は、補助金率がゼロの輸出者に年次見直しを要請する権利を認めている。これは補助金協定 21.2 条に沿う規定である(7.153)。

以上より、年次見直しに関する商務省規則は補助金協定 21.2 条の意味での行政見直しを行う米国法上の義務に変更を加えるものではない。こ

の点に関するカナダの請求を棄却する(7.154)。

同じ理由で、米国の法令が補助金協定 19.3 条と 19.4 条に違反するとのカナダの請求も棄却する。カナダの援用した商務省規則 351.213(k)(2)は、年次見直しによって単一の相殺関税率が確定した場合に、それまで課されていた個別の相殺関税率に代わってこの税率が適用されることを規定したものであり、カナダが主張するような行政見直しが単一の相殺関税率に基づいて行われる場合を規定したのではない(7.155)。

カナダは米国商務省が単一の相殺関税率を算定することを決定した結果として迅速見直しや個別企業ごとの行政見直しが否定されたと主張する。しかし、本件では確定決定はなされておらず、したがってこれらの見直しは要請もされえず、否定もされえないし、現にそのような要請はされていない(7.156)。将来、見直しの要請が否定される可能性について判断することは妥当ではない(7.157)。

以上より、カナダが協定適合性を争った米国法令は補助金協定 19.3 条および 21.2 条に違反することを当局に義務付けておらず、したがって補助金協定に違反するとはいえない(7.158)。この点に関するカナダの請求を棄却する(7.159)。

## ・ 結論および勧告

### 1 相殺関税の仮決定について

- ・ 米国商務省が立木伐採権を供与したことが物品若しくは役務の提供を通じた資金面の貢献にあたりと判断したことは補助金協定 1.1 条(a)に違反しない。
- ・ 米国商務省が、カナダの市場の一般的状況に基づいて対象製品の生産者に利益が与えられたかどうか、与えられたとしてその額はいくらかを決定しなかったことは補助金協定 1.1 条(b)と 14 条、14 条(d)に違反する。
- ・ 米国商務省は、上流の丸太生産者から下流の対象製品生産者に利益が転嫁したかどうかを検討せず、対象製品の生産者の一部について利益が与えられたかどうかを判断しなかった。

以上より、本件相殺関税の仮決定に基づく暫定措置は補助金協定 1.1 条(b)、10 条、14 条、14 条(d)、17.1 条(b)に違反する。訴訟経済により、商務省が関税当局に発した

指示が補助金協定 10 条、17.2 条、17.5 条、19.4 条、32.1 条、1994 年の GATTVI 条 3 項に違反するとのカナダの請求については判断しない(8.1)。

## 2 「重大な事態」の仮決定について

米国商務省の「重大な事態」の仮決定に基づく暫定措置の遡及適用は補助金協定 20.6 条、17.3 条、17.4 条に違反する。訴訟経済により、「重大な事態」の立証に関するカナダの請求については判断しない(8.2)。

## 3 迅速見直しおよび行政見直しに関する米国相殺関税法について

迅速見直しおよび行政見直しに関する米国相殺関税法令は補助金協定に違反していない。したがって、米国は補助金協定 32.5 条および 1994 年の GATTVI 条 4 項に基づいて負っている自国の法令を協定に適合させる義務に違反したとのカナダの請求も棄却する(8.3)。

紛争解決了解 3.8 条に基づき、米国は補助金協定に基づくカナダの利益を無効化または侵害した。DSB に対して米国がその措置を補助金協定上の義務に適合させるよう要請することを勧告する(8.4)。

# III . 解説

## 1 . 米加軟材紛争について

本件は、1980 年代初頭以来続いてきたカナダからの軟材輸出をめぐる米加間の紛争に関するものである。カナダの立木伐採権プログラムに基づく公有地の立木伐採権料が人為的に低く設定されていることが補助金に当たるかどうか長年にわたって争われてきた。紛争のおおよその経緯は以下の通りである。

(1) 1982 年 10 月 7 日 米国の公正木材輸入連合(Coalition for Fair Lumber Imports)、相殺関税賦課を申立

1983 年 5 月 31 日 米国商務省、上記申立に対して否定的最終決定

(2) 1986 年 5 月 19 日 公正木材輸入連合、相殺関税賦課を申立

6 月 26 日 米国国際貿易委員会、損害の仮決定

8 月 1 日 ガット小委員会設置

10 月 16 日 米国商務省、相殺関税の仮決定

12 月 30 日 軟材に関する了解覚書締結(カナダは軟材輸出に 15%の



従価税を賦課する。米国は相殺関税調査を取り止める)

1987年5月25日 小委員会報告(相互に満足のゆく解決が得られたことを報告)

6月3日 小委員会報告採択

(3) 1991年9月3日 了解覚書終了

10月4日 米国商務省、暫定措置発動、職権により相殺関税調査開始

12月2日 ガット小委員会設置

1993年2月19日 小委員会報告(暫定措置の停止を勧告)

10月27-28日 小委員会報告採択<sup>11</sup>

(4) 1996年5月29日 米加軟材協定(Softwood Lumber Agreement)調印

147億立方フィートまでのカナダ産の軟材輸出については無税、それを超える輸出分に対してはカナダが課徴金を課す(2.2条)<sup>1213</sup>

4半期ごとに無税輸出枠の28.75%を越えた輸出分に対しては4半期枠超過課徴金を貸す(2.5条、2.6条)

米国はカナダ産軟材輸入に対して相殺関税を課さない(1条)

2001年3月31日 米加軟材協定失効

本件は、1996年の米加軟材協定が失効したことに伴い、米国の利害関係人の申立に基づいて商務省が行った相殺関税調査の仮決定のWTO協定適合性が争われたものである。以下、パネル手続の主要な争点について検討する。

## 2. 補助金協定 1.1条(a)(1)(iii) (物品の提供)

補助金協定 1.1条(a)(1)は、補助金を政府または公的機関が「資金面で貢献して

<sup>11</sup> 以上の経緯および小委員会報告の内容について、参照、清水章雄「米国のカナダ産軟材に対する相殺関税調査開始、米国のカナダ産軟材の輸入に影響を与える措置」『ガットの紛争処理に関する調査 調査報告書 IV』公正貿易センター、1994年、38-44頁。

<sup>12</sup> 米加軟材協定がカバーするカナダの州から米国への1995年の軟材輸出は162億立方フィートであった。参照、The Coalition for Fair Lumber Imports, U.S./Canada Softwood Lumber Agreement, June 1996. [ <http://www.dbtrade.com/casework/softwood/summary.htm> ] (2003年12月6日アクセス)

<sup>13</sup> なお、この輸出課徴金については、「WTOセーフガード協定で禁止された輸出自主規制措置の典型」との批判が出されている。参照、小室程夫『ゼミナール 国際経済法入門』日本経済新聞社、2003年、384頁。

いること(financial contribution)」と定義し、その具体的な形態として、(i) 資金の直接的な移転ないしその可能性を伴う措置または債務を伴う措置、(ii) 政府がその収入となるべきものを放棄または徴収しないこと、と並んで、(iii) 「政府が一般的な社会資本以外の物品若しくは役務を提供し」または物品を購入すること、を挙げた。(i)と(ii)が資金の直接的な提供ないしそれと実質的に同等な措置を指すのに対して、現物(in kind)による資金面の貢献を補助金とみなす趣旨である。

政府が私人に対して現物、例えば立木を実際に提供する行為がこの規定にいう「物品の提供」に当たることは明確であるが、本件の場合には立木そのものではなく、立木伐採権の付与が「物品の提供」に当たるかどうか争われた。カナダが立木伐採権の法的性質(立木伐採権は無体の物権的権利である)に基づいてこれを否定する主張を行ったのに対して、米国は立木伐採権の実質的効果(立木伐採権は立木という物品を提供する行為である)に基づいてこれを肯定し、小委員会は米国の主張を支持した。<sup>14</sup>

立木伐採権の法的性質の検討に立ち入らず、その実質的効果に着目した小委員会(および米国)の立論には、2つの根拠があったように思われる。第1に、公有地の立木をカナダ州政府が私人に提供するためにはさまざまな方式がありえ、その中には明らかに物品の提供とみなされる方式(立木の低価格での販売)もあれば、本件のように立木伐採権の付与という方式もある。政府がどのような方式を選択するかで、その実質的効果が異なるわけではなく、政府の方式の選択により補助金の有無が左右されることは不合理である(7.16)。第2に、現実問題として、カナダにおいて公有地の立木を取得するためには立木伐採権を獲得することが唯一の手段であり、伐採業者が立木伐採権を獲得する唯一の目的は立木の取得にある(7.17)。

小委員会は、このように対象となった行為の法的性格ではなく、その実質的効果に着目して「物品の提供」を広く認める立場を採用した。さらに、小委員会は、「物品(products)」の意義についても、カナダの主張を斥けて、一般的な社会資本以外のあらゆる現物(金銭以外の資源(resources))を指すとの立場をとった(7.24)。有

---

<sup>14</sup> “When the government enters into a contract with a harvesting company whereby it allows this company to exercise this right and to cut the trees, it is *in fact* supplying trees, standing timber, to such companies.”(7.16, イタリックは筆者)

体物であるか否か、天然資源であるか否か、貿易財であるか否か、動産であるか不動産であるかは問わない。この小委員会の立場からすれば、鉱業権の付与も当然に物品(地下資源)の提供に当たることになるし、土地の使用権の付与も、所有権の移転は伴わないにせよ、土地という不動産を利用可能にする(make available)行為であるから物品の提供に当たる。また、二酸化炭素排出権の付与も、二酸化炭素排出権が市場で取引される財貨である以上、物品の提供に当たるとみなされることになるだろう。

補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)は「物品若しくは役務」の提供について一般的な社会資本以外の例外を規定していない。また、この規定の趣旨および目的は、その形態の如何を問わず、広く資金の提供以外の現物による提供を補助金とみなされる資金面の貢献としてとらえることにある。さらに、小委員会も述べたように、行為の法的性格ないし形態により、物品の提供であるかどうか左右されるとすれば、政府は「物品の提供」とみなされない形態を選択することにより、補助金協定の適用を免れることができることになり、協定の規律の実効性が損なわれるだろう。以上から、対象となった行為の法的性格ではなく、その実質的效果に着目して「物品の提供」を肯定した本件小委員会報告の判断は妥当である。

### 3. 補助金協定 14 条(d)(市場の一般的状況)

補助金協定 1.1 条(b)は、同条(a)に挙げたいずれかの措置によって利益がもたらされる場合に、補助金の存在が認められると規定する。そして、補助金額の算定に当たっての指針を規定した 14 条の(d)は、政府による物品の提供を通じてもたらされる利益の算定について規定する。それによると、当該提供が妥当な対価よりも少ない額の対価で行われる場合に利益がもたらされたとみなされる。そして、対価の妥当性は、「当該提供・・・が行われる国における関係する物品・・・についての市場の一般的状況(prevaling market conditions)・・・との関連において決定される。」

本件において、米国商務省は、対価の妥当性を判断するために、カナダの公有地の立木伐採権料と米国の立木伐採権料を比較した。カナダの私有地の立木伐採権料を参照しなかった理由として、米国商務省は、(1)カナダの業者が米国の立木伐採権を取得することは可能であり、米国の立木伐採権料はカナダにおける

市場の一般的状況の一部を構成すること、(2)カナダの国内市場は政府の市場介入により歪曲されており、比較可能な「市場価格」が存在しないこと、を挙げた。

小委員会報告はこのいずれの主張も斥けた。まず、第一点については、協定 14 条(d)の文言の通常の意味に従い、対価の妥当性に当たって参照されるのは当該提供が行われる国における市場の一般的状況であり、他の国の市場は参照できないとした。そして、カナダの業者が取得できる立木伐採権をすべて含めることは、結局のところ当該物品の世界市場の一般的状況を参照することを認めることになり、「当該提供・・・が行われる国における・・・市場の一般的状況」の参照を規定する協定 14 条(d)の文言に明白に違反するとした。

第二点については、「市場の一般的状況」は政府の介入による歪曲の存在しない仮想的な完全競争市場を念頭に置いたものではなく、「一般的(prevaling)」状況の通常の意味、すなわち「実際の(as they exist)」市場、あるいは「支配的な(which are predominant)」市場の状況を指しているとした。いずれも、協定 14 条(d)の「用語の通常の意味」(ウィーン条約法条約 31 条 1 項)に照らした文理解釈を根拠とした立論である。

小委員会のこの結論には疑問がある。協定 14 条(d)は確かに物品の提供が行われる国の市場の一般的状況との関連で対価の妥当性を決定することを求めている。したがって、米国商務省が行った越境比較(“cross-border” methodology)は原則として禁止される。しかし、この原則には一切の例外が認められないのだろうか。まず、当該物品の提供が政府によって独占されている場合(例えば、当該物品について専売制や公定価格制が適用されている場合)には、比較すべき民間の市場が当該国に存在しない。このような場合には、対価の妥当性を決定するために他の方法を認める必要があるのではないか。例えば、当該国の業者が海外から当該物品を購入する場合の価格(世界市場価格)を参照する、あるいはアンチダンピング税の場合のように、構成価格を算定するといった方法である。ただし、この場合も、対価の妥当性の決定に当たっては、参照される価格と当該補助金付き物品の価格を単純に比較するのではなく、各々の価格の構成要素や市場条件の相違その他を勘案して適切な調整を加える必要がある。例えば、本件伐採権料の場合、伐採権付与と引き換えに対象区域の環境保全費用の一部を伐採権者が負担することの見返りとして、伐採権料が低く設定されている可能性があり、その場合に

は当該環境保全費用分を伐採権料に加算して当該補助金付き製品の価格を調整する必要がある<sup>15</sup>

次に、本件で米国が主張するように、当該物品の圧倒的多数が政府によって独占されており、民間の市場がごく限られた規模でしか存在せず、その結果、当該市場での価格形成に歪曲が認められる場合はどうか？このような場合に当該民間市場価格を参照すれば、それと政府価格との間に有意な違いは見出しがたく、補助金の額が過小に算定されてしまうというのが米国の主張であった。経済学的に見て、米国のこの主張には一定の合理性があるように思われる。他方で、このようなケースでは対価の妥当性を決定するために当該国の市場価格を参照しないことを認めるとすれば、(1)市場の歪曲をいかにして判断するか、(2)当該国の市場価格を参照する場合(これが協定14条(d)の下での原則である)とそうでない場合とを区別する基準は何か、(3)当該国の市場価格の代わりに何を参照し、どのような方法で当該国における妥当な対価を算定するか、といった点が問題となる。協定14条(d)はこれらについて何も規定していないから、この点は相殺関税を賦課しようとする国の裁量に委ねられることになる。このため、この種の例外を認めるとすれば、相殺関税を賦課しようとする国の裁量権を規制し、恣意的な運用を抑制するための手立てを講じることが必要となる。(1)については、回帰分析その他の統計的な手法を用いることである程度客観的な定量的判断が可能となろう。(2)については、当該物品の国内供給に占める民間市場の比率が僅少であることについて、何らかの数値基準を設定することが考えられる。(3)については、比較すべき民間の市場が当該国に存在しない場合の方法を準用することが考えられる。しかし、これらの手立てを講じるとしても、個々の手法や基準の決定の仕方によって、当該国の民間市場の価格を参照しないケースが恣意的に広く認められてしまう可能性は排除できない。現行法である協定14条(d)が明示的に認めていない以上、経済学的には合理性を欠くとしても、この種の例外は認められないとするのが妥当な解釈であると考えられる。

「当該提供・・・が行われる国における・・・市場の一般的状況」を参照するに当た

---

<sup>15</sup> 本件仮決定の後に出された確定賦課決定のWTO協定適合性を判断した小委員会報告は、このようなケースでは、何らかの方法で妥当な対価を推算することが認められると述べた。参照、WT/DS257/R, 29 August 2003, para.7.57.

って、勘案される取引は国内流通(国産物品を国内業者が購入する場合)に限られるか。規定の通常の意味に照らす限り、そのような限定には合理性がないように思われる。国内業者が国産品だけでなく輸入品も購入していれば、両者を合わせて市場の一般的状況を判断すると解するのが適切であろう。<sup>16</sup>この考え方を前提として、米国の主張(国産品の市場は歪曲されているから参照しない。代わって、カナダ業者が購入可能な米国市場の価格を参照する)を貫徹するとすれば、(1) 国産品市場が歪曲されていることの立証、(2) 米国市場が歪曲されていないことの立証、が求められることになる。しかし、本件で米国商務省はいずれについても十分な立証を行っておらず、その主張は支持できない。他方で、市場歪曲を理由とする例外を認めることに伴う先に指摘した難点を勘案すれば、市場歪曲の検討には踏み込まず、実際の取引実態に即して国産品市場と輸入品市場を合わせた国内市場の一般的状況を判断するというのが、現行補助金協定の解釈としては妥当な方法であると考えられる。本件について言えば、米国商務省は、カナダにおける民間の国産軟材取引と輸入軟材取引の双方を勘案して「市場の一般的状況」を判断し、妥当な対価を算定すべきであった。

#### 4. 上流産品から下流産品への補助金の転嫁(pass through)

本件で問題となった立木伐採権では、立木の(低価格での)提供という政府の資金面の貢献により、補助金が立木の伐採業者に供与されたとされる。これに対して、米国商務省は立木あるいは伐採した丸太(上流の産品)ではなく、これを加工した軟材製品(下流の産品)に対して補助金が転嫁されたとして相殺関税賦課の仮決定を行った。立木の伐採業者が伐採した立木を自ら加工して軟材製品として米国に輸出した場合には、立木伐採権付与を通じて供与された補助金は軟材製品に転嫁することには疑問の余地がない。しかし、立木伐採業者が伐採した立木を製材業者や製材加工業者に売却した場合には、供与された補助金が当然に軟材製品に転嫁するとは限らない。

上流の産品に補助金が供与された場合に、下流の産品に相殺関税を賦課する際には、当該下流産品に補助金が転嫁されたことを立証しなければならないという原則は、ガットの時代の米国の豚肉に対する相殺関税事件小委員会報告で採用さ

<sup>16</sup> 第三国参加した EC は、この見解を主張した。参照、本件小委員会報告、paras.5.14-5.17.

れている。<sup>17</sup>補助金協定にはこの原則を明確に述べた規定はないが、1994年のガット VI 条 3 が規定するように、「相殺関税」とは「製品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に交付される補助金を相殺する目的で課する特別の関税」と定義されており、対象産品に直接又は間接に補助金が交付されている場合にのみ相殺関税の賦課が認められる。したがって、上流の産品に補助金が交付された場合、下流の産品に相殺関税を賦課できるのは、当該下流産品に補助金が転嫁されたことが立証された場合に限られる。

それでは、上流の産品から下流の産品に補助金が転嫁されたかどうかを判定する基準は何か。本件小委員会報告は上流産品の生産者と下流産品の生産者との取引が独立当事者間取引(arm's-length transaction)として行われた場合には補助金の転嫁が生じないという基準を採用した。本件とは事案の性格が異なるが、交付された補助金が民営化後の企業に転嫁するかが問題となった英国鉄鋼 I 事件で、上級委員会は、民営化取引が独立当事者間取引として行われ、公正市場価格(fair market value)が支払われた場合には、転嫁は生じないと述べている。<sup>18</sup>補助金を交付された主体と相殺関税を賦課される主体が異なる場合に補助金が転嫁されたかどうかを判断する基準として、独立当事者間取引の有無を用いるという方針で、本件小委員会報告と共通している。

それでは、いかなる取引が独立当事者間取引とみなされるか。この点について、本件小委員会報告は明確な指針を示していないように思われる。小委員会報告は、伐採業者と製材業者(及び製材加工業者)が無関係な(unrelated)場合を独立当事者間取引が行われる場合とみなしているようである(7.74)。しかし、小委員会報告は、より具体的に、いかなる場合が独立当事者間取引に当たるかの指針は示していない。小委員会報告は、別の箇所米国商務省の本件仮決定を引用して、オンタリオ州の製材業者が公有地の立木を取得する方法は(1)立木伐採権を取得する、(2)立木伐採権を保有する業者が伐採した立木を独立当事者間取引で購入する、の2つしかないと述べている(7.73)。これから判断すると、小委員会報告(そして米国商務省)は、立木伐採権を交付された業者が軟材を輸出する場合以

---

<sup>17</sup> 前掲注 4 参照。

<sup>18</sup> United States – Imposition of Countervailing Duties on Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products Originating in the UK, Report of the Appellate Body, WT/DS138/AB/R, adopted on 7 June 2000, para.68.

外はすべて「無関係」であり、独立当事者間取引に当たるとみなしているようである。伐採業者と製材業者が系列関係にある場合は「無関係」には当たらないのか。あるいは、伐採業者と製材業者が継続的な取引関係を結んでいる場合はどうか。個々の取引について、取引の当事者の関係を検討し、「無関係」かどうかを判断すべきではないだろうか。

英国鉄鋼 II 事件上級委員会報告は、民営化取引が独立当事者間取引で行われた場合には補助金の消滅が推定されるが、この推定は反証可能であり、政府が経済政策その他の手段を通じて民営化取引の環境に影響力を行使する場合には、「公正市場価格」が支払われたとしても補助金の転嫁が生じる可能性はあると述べている。<sup>19</sup>ここでも、取引の実態に踏み込んで独立当事者間取引かどうかを判断する必要があるという考え方が示されている。この点についての本件小委員会報告の判断は曖昧であり、仮に立木伐採権業者が他の製材業者や製材加工業者に立木を販売する場合をすべて独立当事者間取引ととらえているとすれば、形式論に過ぎると考える。

## 5 . その後の経緯

米国商務省は、本件小委員会手続係属中の 2002 年 2 月 11 日に、本件相殺関税調査およびアンチダンピング税調査の対象製品の除外品目を明確化し、対象製品を限定する修正を公告した。<sup>20</sup>そして、4 月 2 日に相殺関税の確定賦課決定と「危機的な事態」を否定する最終決定を公告した。<sup>21</sup>確定賦課決定は、補助金率がゼロないし僅少<sup>22</sup>と認定された 20 社を相殺関税賦課対象から除外し、それ以外の輸入に対して仮決定と同じ 19.34%の相殺関税を賦課するとした。また、「危機的な事態」の否定に伴い、仮決定公告の日から 90 日前以降の輸入に対して行われていた関税評価の停止および現金の供託または債券による保証を取り止めることとした。<sup>23</sup>5 月 3 日、カナダはこの決定に関して WTO に協議要請を行い、<sup>24</sup>10 月 1 日に小

<sup>19</sup> United States – Countervailing Measures Concerning Certain Products from European Communities, Report of the Appellate Body, WT/DS212/AB/R, adopted on 8 January 2003, paras. 123-127.

<sup>20</sup> *Federal Register*, Vol.67, p.6230 *et al.*

<sup>21</sup> *Federal Register*, Vol.67, p.15545 *et al.*

<sup>22</sup> 補助金協定 11.9 条。

<sup>23</sup> なお、商務省は 5 月 22 日に相殺関税率の確定税率を 18.79%に修正する公告を出した。



委員会が設置された。小委員会は本年 8 月 29 日に報告を提出した。<sup>25</sup>

小委員会報告は、主要な論点(補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)(物品の提供)、14 条(d)(市場の一般的状況)、上流産品から下流産品への補助金の転嫁)について本小委員会報告の結論を基本的に踏襲するとともに、新たに出された論点(州の立木伐採権プログラムが補助金協定 2.1 条(c)の「特定性」要件を満たすかどうか)についてはカナダの主張を斥け、特定性を肯定した。これに対して米国は 10 月 2 日に上訴を行った。

<sup>26</sup>

2002 年 5 月 2 日、国際貿易委員会は、本件に関して実質的な損害のおそれに関する確定決定を公告した。<sup>27</sup>12 月 20 日、カナダはこの確定決定に関して WTO に協議要請を行い、<sup>28</sup>2003 年 5 月 7 日に小委員会が設置された。<sup>29</sup>なお、既に見たように、<sup>30</sup>2002 年 5 月 22 日に商務省が出したアンチダンピング税の賦課決定に対しても小委員会が設置されている。

---

*Federal Register*, Vol.67, p.36070 *et al.*

<sup>24</sup> WT/DS257/1, 13 May 2003.

<sup>25</sup> WT/DS257/R, 29 August 2003.

<sup>26</sup> WT/DS257/6, 6 October 2003. なお、米国は翌 10 月 3 日、「スケジュール上の理由」で上訴を一旦取り下げたが、10 月 21 日にこれを撤回して再び上訴を行った。WT/DS257/8, 24 October 2003.

<sup>27</sup> *Federal Register*, Vol.67, p.36022-36023.

<sup>28</sup> WT/DS277/1, 7 January 2003.

<sup>29</sup> WT/DS277/3, 2 July 2003.

<sup>30</sup> 注 3 参照。